

令和5年12月作成

障がい福祉室

障がいを理由とする差別の解消の推進について

職員一人一人が、何が差別にあたるのか、合理的配慮とは何かを理解し、法の意図する共生社会の実現のために全庁一体となって取り組む必要がありますので、以下を参考に各室課にて取り組んでください。

1. 不当な差別的取扱いの禁止とは

障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否する、又は提供にあたって場所や時間帯等を制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することは禁止されています。

具体例

障がいを理由に窓口対応を拒否する、障がいを理由に対応の順序を後回しにする。

2. 合理的配慮の提供とは

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために、合理的な配慮を行わなければなりません。

具体例

(1) 物理的環境への配慮

段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを設置するなど。

(2) 意思疎通の配慮

筆談、読み上げ、手話（不特定多数の市民が参加するイベントで、舞台のあいさつの為の手話通訳を設置する等）、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。

(3) ルール、慣行の柔軟な変更

順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

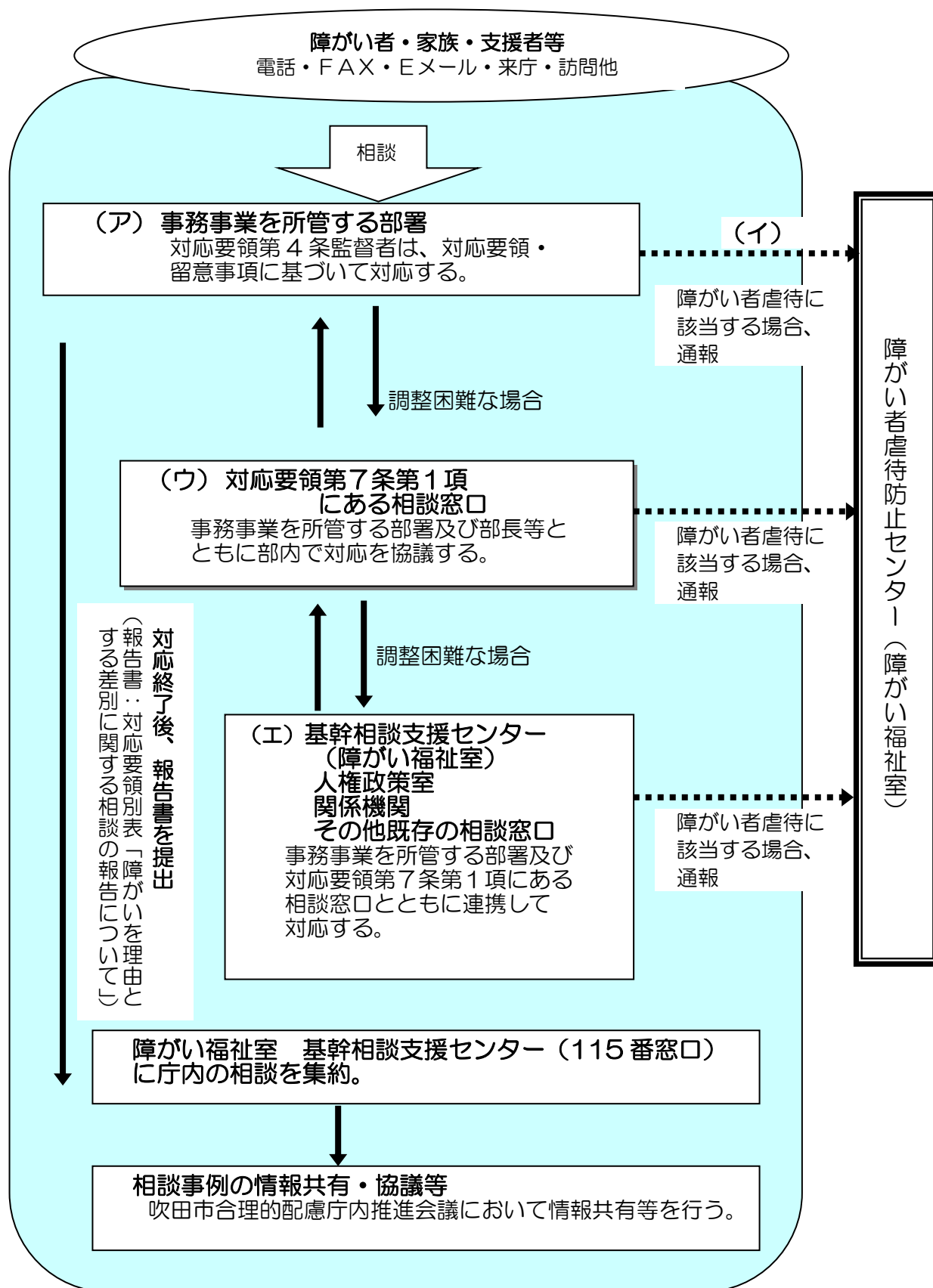
3. 職員が努めるべき対応とは

障がいの有無や種類にかかわらず、困っている方には進んで声をかけましょう。

正当な理由があり、不当な差別的取扱いと判断しない場合、又は求められる合理的配慮が過重な負担にあたると判断する場合、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

4. 相談の流れについて

(「吹田市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の留意事項」に基づく)



参考資料

- ・ 吹田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- ・ 吹田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の留意事項

5 合理的配慮の提供等事例集

【視覚障害】

事例 役所に申請手続きに来たが、慣れない場所なので、どこで受付すればよいのか分からない。

対応 驚かせることのないように、正面から「私は〇〇ですが、何かお手伝いしましょうか？」と声をかけて受付窓口まで案内した。

【聴覚・言語障害】

事例 左耳のほう聞き取りやすいので、参加予定の講習会では、講師に向かって右側の位置に配席してもらいたい。

対応 希望に沿う位置に配席した。

事例 会議での音声聞き取れない。

対応 音声を文字に変換するアプリが搭載されたタブレットを提供し、当該タブレットを使用してもらうことで会議の内容を伝えた。

【盲ろう】

事例 通訳・介助者を同行して会議に出席したが、通訳・介助者については、座席が決まっておらず配布資料も準備されていなかった。

対応 盲ろう者と意思疎通しやすい位置に、通訳・介助者の座席と配布資料を準備するようにした。

【肢体不自由】

事例 申請書類に記入したいのだが、設置されている記帳台が高すぎて使うことができない。

対応 記帳台に代わるものとして、バインダーをお貸しした。

【知的障害】

事例 知的障害があるので、市からの文書を理解することが難しい。要約版の作成や簡易な言葉の使用、ルビを振る等の対応をしてほしい。

対応 市から、ルビ付き文書を送付した。

【重症心身障害】

事例 重症心身障害があり車椅子を使用している。相談の面談場所に指定された2階まで移動することが難しいので、場所を変更してほしい。

対応 同じ建物の1階の部屋を使用することにした。

【精神障害】

事例 申請書類の記入に長い時間を要するので、役所へ行ってからその場で記入するのは気が引けてしまう。

回答 外部に持ち出しても問題の生じない内容であったことから、事前に申請書類を送付しておき、役所に来るときに記入済みのものを持参していただくことにした。

【発達障害】

事例 定期的な面談を受けているが、市庁舎が建て替わり、フロア内の声が反響して大きく聞こえるようになった。聴覚過敏があるので辛い。

回答 面談を会議室や相談室などの別室で実施した。

※令和5年4月 内閣府障害者施策担当 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】より抜粋